

平成30年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第1条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

退職手当の額を引き下げするため